

# 令和2年度第2回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年 5月12日(火)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前 9時00分	閉会時間	午前 9時45分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	7 番	稲 田 洋 子
	2 番	浅 田 昭 弥	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10 番	梅 林 操
	6 番	天 崎 直 幸		
出席推進委員	日野上	梅 林 剛		
	山 上	青 戸 勝 美		
	山 上	坪 倉 幹 也		
欠席した委員	3 番	加 藤 幸 児		
議事録署名委員	8 番	吉 川 保	9 番	奥 迫 静 子
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審議について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
協議第2号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
7. そ の 他	

8. 閉 会		
開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第2回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>令和2年、第2回の農業委員会総会に出席頂きまして有難うございました。町内の田植えも最中となっておりますが、農家にとっては、新型コロナウイルスには関係なく春の農作業が進められています。今日は3密を避けるため、推進委員の皆様には議題の関係者のみ出席頂きました。</p> <p>日々の新型コロナウイルスの報道を見ていますと80%の外出自粛の制限で、今年は中止となりましたが全国会長会議で宿泊します旧新宿コマ劇場跡地のホテル・グレイスリー新宿は、約100室の客室で30階建て、8階がホテルのフロントとなりますが、その8階のテラスには、10メートルを超えるぐらいの大きなゴジラのモニュメントがあります。数分に一度ずつ火を吹く像は壮観であります。そのホテル近くの新宿歌舞伎町は眠らない日本一の繁華街と言われていますが、先日のテレビの映像ではほとんど人気がない映像が流れ80%の外出自粛が守られているのだと思ったところです。</p> <p>ところで、先日日南町農業再生協議会において、現在検討している10年後の日南町農業を考える会の進捗状況についての質問があり現段階では、6月にまとめ、7月には皆さんに公表するように鋭意努力していると答えていますのでメンバーの皆さんには引き続き努力をお願いします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、8番吉川委員、9番奥迫委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 幹	報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。利用権設定をするものが△△△の〇〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構ですが機構を通じて〇〇〇〇さんに貸付しているものになります。土地の所在は△△××××番地と××××番地の2筆で設定期間が平成30年8月28日から令和10年3月31日までのものを、令和11年3月31日まで契約期間を延長する変更の申請です。宜しくお願い致します。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
議案第1号	議 長	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 幹	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定についてです。今回は非農地証明の案件が1件あります。土地の所在、△△△の××××-×、地目は田、面積が46㎡、土地の所有者は△△の〇〇〇さん、非農地の理由としては20年以上耕作しておらず原野化しており、今後も耕作の意思はないという事です。〇〇さんの奥さんが相続された時、ここが農地として残っていることがわかり、それまで農地として認識していなかつ



		<p>が2筆、合計面積が901㎡、譲渡人が△の〇〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇〇〇〇さんです。これは3月の農業委員会総会で農用地除外の協議をさせて頂いた案件の農地転用の手続きになります。3月17日から4月16日の間が公告の縦覧期間で、翌4月17日から5月7日までの間を異議申し立て機関という事で告示をさせて頂きましたが、その間に異議等ありませんでしたので、県に5月8日付けで本協議を行っているものです。次ページに位置図や案内図を付けていますが、以前農用地除外の際に付けた資料とほぼ同じ内容となっています。敷地勾配図を見て頂くと青い線が入っていますが、敷地の勾配が手前の県道から〇〇〇〇の建物側に少し勾配を付けてあるような敷地になるようです。これによって雨水についても水路にすべて落ちるという事で近隣への影響等もないと判断したいと思えます。工事に当たって土地代が900万円、設計費が77万円、工事費が1,400万円と伺っています。以上です。</p>
	議 長	<p>地元委員さんの補足説明をお願いします。</p>
	6 番	<p>事務局から説明があったように3月に話が出ていました。その前の2月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。その結果、周りの環境等も考えて、5条申請は問題ないと判断したことを報告します。</p>
	議 長	<p>議案第3号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようすので採決に移ります。議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第3号は承認された。</p>
議案第4号	議 長	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進基本構想に基づく利用集積計画の決定についてです。次ページに総括表を付けておりますのでご覧ください。本日は相対の新規の契約が1件です。土地の所在が△△×××番地、他4筆、合計面積が7,664㎡、利用権設定をする者が△△の〇〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇〇さん、水稻の作付で、全体で210kg、契約期間は令和2年5月12日から令和6年12月31日までの4年7ヵ月です。宜しくをお願いします。</p>
	議 長	<p>議案第4号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようすので議案第4号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議第1号	議 長	<p>協議第1号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について事務局お願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。4月の総会で素案を簡単に説明させて頂きましたので、その時から変更した点について説明します。1、農家・農地等の概要の中の耕地面積を修正しました。表の※印の1に耕地面積は、耕地及び作付け面積統計における耕地面積を記入とありますが、4月の段階でお示ししたものではありません、1,700haくらいだったと思えますが、元年度の面積統計を調べたところ、田と畑を合わ</p>

		<p>せて 1,503ha という数字が中国農政局のホームページに載っておりましたので、修正しました。面積統計ですが、標本調査や現地見積もりの結果で面積を出していくもので、この耕地面積を遊休農地や担い手への集積率を出すときに使うという事で、他の部分の数字も変更になっています。2. 担い手への農地の利用集積・集約化のところの現状及び課題のところの面積ですが 1,503ha が分母になるので、44.05%になります。4. 遊休農地に関する措置の現状及び課題で面積統計の面積に遊休農地の面積を足したものが分母になるという事で 1,503ha と元年度の遊休農地 14.2ha と足した 1,517.2ha が管内の農地面積になり、割合としては 0.94% ということで、4月にお示ししたのものよりも若干ふえてくるかたちになります。5. 違反転用についてもこの面積を使うという事で、農地面積が 1,503ha になります。</p> <p>協議事項 2 号について、令和 2 年度も同じ考え方で耕地面積を修正しています。4. 遊休農地に関する措置のところで、令和 2 年度の目標の数字ですが、事務局としては 2.0ha とさせて頂きたいと考えています。昨年の遊休農地の一覧表からこれから中山間に入りそうなところ、平地の広がりのある農地の中で遊休農地になった個所を個々に拾い上げて、2.0ha としました。地域ごとに農業委員さん、推進委員さんに相談しながら具体的な解消の取り組みをしていけたらと考えておりますので宜しくお願いします。実績、目標についてもなかなか担い手が、どんどん増えるという事にはならないと思いますので、法人の設立等にはしっかりと支援をしていかなければならないと思っています。土地利用型農業を大切にしていかなければ農地は守って行けないと思いますので、皆様のご協力をお願いします。</p>
協議第 2 号	議 長	協議事項 1 号、2 号、併せての説明でしたが、ご意見ご質問はありませんか。私から、担い手の利用集積の件ですが鳥取県が 2020 年度目標にするのは何パーセントでしたか。最終目標の 80% は国の数字ですか。
	事 務 局 長	5 割だったと思います。最終目標の 80% は国の数字です。
	議 長	遊休農地に関する措置ですが、1,517.2ha になっていますが、何が加わっているのですか。同じ管内農地面積の表示だったら 1,503ha でなければおかしいのではないですか。
	事 務 局 長	作付面積統計の面積に遊休農地の 1 号農地の面積を足したものです。遊休農地の※ 1 に遊休農地を足すように書いてあるのですが、基本的には統計面積の方は現段階で耕作している農地の統計で、それと併せて遊休農地とは耕作したり、管理すれば農地に返る可能性がある農地という位置付けだと思っています。それを足して分母にするという考え方だと思っています。
	議 長	担い手の集積の件ですが、昨年は 35.9ha、議会でもこの辺をつかれたので説明したのですが、実質的には 42.6ha くらいには上がっていたようです。それを上回る数字になったのでまずまずではないかと思っています。
その他	事 務 局 長	次回総会は、令和 2 年 6 月 9 日（火）午後 9 時 0 0 分から開会予定です。

閉会		
----	--	--

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和2年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員